

○みなかみ町建設工事請負業者選定要綱

平成17年10月 1 日

告示第 8 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、みなかみ町が建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）

第 2 条に規定する建設工事（以下「工事」という。）に係る指名競争入札の執行又は随意契約の締結をする場合において、工事の請負を希望する者の資格を適格に審査し、優秀にして確実な工事請負業者（以下「業者」という。）を厳正かつ公正に選定することを目的とする。

(入札参加資格審査申請書の提出)

第 2 条 町長は、工事の請負を希望する業者に対し、競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（平成17年告示第 7 号）で定めるところにより、2 年に 1 回、建設工事入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類を提出させるものとする。

(平27告示100・一部改正)

(請負業者資格審査)

第 3 条 町長は、申請書を提出した業者の適格性の判定（以下「適格審査」という。）及び級別格付の審査の適正を期するため、みなかみ町請負業者選定委員会（以下「委員会」という。）に審査を行わせるものとする。

(適格審査)

第 4 条 委員会は、業者から提出された申請書及び添付書類により、その適格性を審査し、判定するものとする。

2 工事請負有資格業者（以下「有資格業者」という。）は、次に掲げる者でなければならない。

- (1) 経営状態が健全である者
- (2) 法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けている者

3 過去 2 年以内に次の各号のいずれかに該当する不誠実な行為をした者は、有資格業者としてはならないものとする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は工事材料の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために談合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 検査又は監督の実施に際し、検査又は監督に携わる職員の職務遂行を妨げた者
- (5) 正当な理由なくして契約の履行をしなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後、2 年を経過しない者を代理人その他

使用人として雇用している者

- 4 工事を担当する予算執行者（みなかみ町財務規則（平成17年規則第27号）第2条第3号に規定する予算執行者をいう。以下同じ。）は、申請書を提出した業者について、過去2年以内におけるその所管に係る工事の施工に関し前項各号のいずれかに該当すると認められる業者があるとき、又は適格審査に合格した業者であってもその事実が生じたときは、その事実を詳細に記載した文書により委員会に報告しなければならない。

（等級別格付の審査）

第5条 委員会は、第4条の適格審査に合格した業者について、経営事項審査結果の総合数値及び別表により算出した企業の取組等の状況を評価した主観点数値の合計により建設工事の種類別の施工能力を判定し、等級別の格付を行うものとする。

- 2 委員会は、土木一式工事及び建築一式工事の等級格付について、現に最下位ランクの者に係る等級格付においては、別表により算出した企業の取組等の状況を評価した主観点数値を3割以内の範囲で調整することができる。

- 3 有資格業者は、一度審査を受けた建設工事の種類について、合併や事業譲渡等の場合を除き、その資格の有効期限内においては再度審査を受けることができないものとする。

（平27告示100・令3告示137・一部改正）

（等級別格付の基準）

第6条 第5条の等級別格付の基準は、次のとおりとする。

1 土木一式工事業者

等級	総合数値
A	850点以上
B	650点以上850点未満
C	650点未満

2 建築一式工事業者

等級	総合数値
A	730点以上
B	600点以上730点未満
C	600点未満

3 管・舗装工事業者

等級	総合数値
A	700点以上
B	700点未満

4 その他専門工事業者

等級	総合数値
A	680点以上

B	680点未満
---	--------

(令2告示15・一部改正)

(有資格業者名簿)

第7条 委員会の事務局である財政課は、委員会が有資格業者として判定し、業者の等級別格付をしたときは、町長の決裁を受けて、直ちに工事請負有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）を作成し、工事を担当する予算執行者に配布するものとする。

2 有資格業者名簿の有効期限は、2年とする。ただし、特別な理由がある場合には、その期間を延長することができる。

(平22告示28・平27告示62・平28告示41・令5告示70・一部改正)

(指名競争入札参加業者の選定)

第8条 委員会は、有資格業者名簿に登録され等級別に格付された業者の中から、第10条に規定する発注請負金額の区分に基づき、指名競争入札参加業者を選定するものとする。ただし、工事の難易度、経緯及び地理的条件等を考慮し、上位又は下位1等級までの業者を選定することができる。

2 委員会は、前項の規定にかかわらず、工事の発注請負金額の区分に基づいて選定することが特に不適当であると認められる場合に限り次のとおり業者を選定することができる。

- (1) 高難易度の工法、技術等を要する場合には、下位2等級まで選定することができる。
- (2) 災害復旧等の特殊性及び緊急性を要する場合には、上位又は下位2等級まで選定することができる。

3 第1項ただし書又は前項の規定を適用する場合にあっては、その数は、選定される全業者の半数以下とする。ただし、選定上やむを得ないと認められる場合には、この限りでない。

4 本工事に附帯する関連の追加工事等については、第10条の規定による金額の制限にとらわれず、本工事発注金額を基準とすることができる。

5 委員会は、必要があると認めたときは、等級別に格付されていない業者であっても有資格業者名簿に登録されているものである場合に限り、指名競争入札参加業者として選定することができる。

6 委員会は、業者を選定しようとするときは、設計金額に応じ、次の区分による数の業者を選定するものとする。ただし、特に必要がある場合は、適宜加減することができる。

区分	設計金額	指名業者数
1	300万円未満	3人以上
2	300万円以上～1,500万円未満	6人以上
3	1,500万円以上～5,000万円未満	7人以上
4	5,000万円以上	8人以上

(平27告示62・一部改正)

第9条 委員会は、前条により指名業者を選定するに当たっては、次の事項について留意しなければならない。

1	審査基準日以降における不誠実な行為の有無
	次の各号に該当する場合は指名しないこと。 (1) みなかみ町建設工事請負業者等に係る指名停止等の措置要綱（平成17年告示第9号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中であること。 (2) 町発注工事に係る請負契約に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから請負業者として不適当であると認められること。 ① 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。 ② 一括下請、契約書に基づかない下請施工、下請代金の支払遅延特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者等の下請契約関係が不適切であることが明確であること。 ③ 警察当局から、町長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など、明らかに請負者として不適当であると認められること。
2	審査基準日以降における経営、信用の状況
	銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営及び信用の状況が不健全であると判断される場合は指名しないこと。
3	当該工事に対する地理的条件
	本町内での工事实績等からみて、本町における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案すること。
4	手持ち工事の状況
	手持ち工事の件数、工事現場従業員の確保状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。
5	当該工事についての技術的適性
	次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。 (1) 当該工事と同種又は類似工事について相当の実績があること。 (2) 当該工事に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術水準の工事の施工実績があること。 (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。
6	工事施工についての技術者の状況

次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。	
(1) 工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。	
(2) 審査基準日以降の受注工事への技術者の配置状況からみて、当該工事を確実に円滑に実施できる体制であること。	
7 審査基準日以降における安全管理の状況	
(1) 指名停止要綱に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。	
(2) 本町発注工事について安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと。	
(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。	
(4) 本町発注工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は十分尊重すること。	
8 審査基準日以降における労働福祉の状況	
(1) 賃金不払いに関する労働基準監督署等からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと。	
(2) 本町発注工事について建設業退職金共済組合、中小企業退職金共済事業団等退職金支給制度に加入せず、又は証紙購入若しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案すること。	
(3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重すること。	

(平18告示63・全改)

(発注請負金額の区分)

第10条 各等級別に格付された業者への発注の標準とする請負工事金額は、次のとおりとする。

区分等級	土木一式工事発注標準金額	建築一式工事発注標準金額	管・舗装工事発注標準金額	その他専門工事発注標準金額
A	2,000万円以上	3,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上
B	500万円以上～2,000万円未満	500万円以上～3,000万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満
C	500万円未満	500万円未満		

2 前項の区分に該当しないものがあるときは、その都度定めるものとする。

(平18告示63・令4告示121・一部改正)

(随意契約による場合の選定)

第11条 随意契約による場合の業者の選定は、第8条の規定を準用し、有資格業者のうちから選定するものとする。ただし、30万円未満の工事の場合に限り、有資格業者以外の者を選定することができる。

(秘密の保持)

第12条 指名競争入札参加業者の選定等については、取扱者以外の者に漏れないよう秘密の保持に十分注意しなければならない。

(特例)

第13条 特に緊急を要する工事その他特別の理由がある場合は、第8条及び第10条の規定にかかわらず、町長は、業者を選定することができる。

(調査、測量、設計及びコンサルタント業務に係る業者の選定等)

第14条 調査、測量、設計及びコンサルタント並びに物品の購入及び製造の請負関係業者の審査及び選定等については、工事に関する規定の例による。

(共同企業体の等級別格付の審査の特例及び調整)

第15条 共同企業体の等級別格付は、第5条に基づき行うものとし、完成工事高、経営規模、経営比率（流動比率、自己資本固定比率、自己資本回転比率及び完成工事高純利益率）及び営業年数は、次のとおりとする。

- (1) 共同企業体の完成工事高は、各構成員の完成工事高の和とする。
 - (2) 共同企業体の経営規模は、各構成員の自己資本額、職員数及び機械器具等の額のそれぞれの和とする。
 - (3) 共同企業体の経営比率及び営業年数は、各構成員の平均値によるものとする。
- 2 共同企業体の等級別格付を行うに当っては、当該企業体の結合の強弱及び適否を勘案し、総合数値を20パーセントの範囲内で調整することができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の月夜野町建設工事請負業者選定要綱、水上町建設工事請負業者選定要綱又は新治村建設工事請負業者選定要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年8月7日告示第63号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日告示第28号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月15日告示第62号）

この告示は、平成27年6月15日から施行する。

附 則（平成27年12月25日告示第100号）

この告示は、平成27年12月25日から施行する。

附 則（平成28年3月29日告示第41号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月28日告示第15号）

この告示は、令和2年2月28日から施行する。

附 則（令和3年9月16日告示第137号）

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年7月26日告示第121号）

この告示は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第70号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月25日告示第134号）

この告示は、令和5年10月2日から施行する。

別表（第5条関係）

（令3告示137・全改、令5告示134・一部改正）

項目	評点方法
1 みなかみ町民 の雇用状況	雇用している役員従業員について、ア又はイにより算出した点数のうちいずれか高い方の点数とする。ただし、ア又はイにより算出した点数の上限は10点とする。 ア 町民である正規及び非正規従業員の総数に1を乗じて得た数値を点数とする。 イ 町民である正規及び非正規従業員の人数を役員従業員の総人数で除して得た数値に10を乗じて得た数値を点数とする。（小数点以下は、四捨五入とする。）
2 みなかみ町消防団員の雇用状況	みなかみ町消防団に所属する役員従業員1人につき2を乗じて得た数値を点数とする。ただし、上限は10点とする。
3 みなかみ町と 契約した除雪業務委託の状況	申請書提出日現在で有効な契約について、ア又はイにより算出した点数のうちいずれか高い方の点数とする。ただし、上限10点とする。 ア 有効な路線数を10で除して得た数値（小数点以下は、切り上げとする。） イ 有効な総延長を1,000メートルで除して得た数値（小数点以下は、切り上げとする。）

4 災害応急対応業務に関する協定	ア みなかみ町と災害協定を締結している者又はみなかみ町と災害協定を締結している団体に加盟している者に対し、10点とする。 イ 適格審査を行う年の前年及び前々年の2年間において、みなかみ町の要請に基づき、特定家畜伝染病発生時における埋却処分等へ協力した場合、10点とする。
5 労働災害防止のための取組み	ア 申請書提出日において、建設業労働災害防止協会群馬県支部に加入している場合、5点とする。 イ 適格審査を行う年の前年及び前々年の2年間において、建設業労働災害防止協会群馬県支部が実施した講習等を受講した場合、5点とする。